

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）
新旧対照条文

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一（四）キ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）キ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一（一）の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、使用料告示一（一）ア及び一（一）ウの規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。また、次の第四号及び第五号に掲げる航空機であつて、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省に指定された空港に着陸するものの着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省に定められた金額がある場合にあつては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一（四）キ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）キ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一（一）の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料の額についての使用料告示一（一）の規定の適用については、使用料告示一（一）アの規定中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」と、使用料告示一（一）ウの規定中「計算して得た金額」とあるのは「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」と、それぞれ読み替えるものとする。
一 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、国内航空に従事するものにあつては、二分の一）	一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、二分の一）
二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、	（新設）

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの 三分の一

三 平成三十年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第五号に掲げるものを除く。） 二分の一

四 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があつた空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまゝとして支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 二十分の七

五 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があつた空港に着陸する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまゝとして支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 四分の一

二 平成二十九年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第四号に掲げるものを除く。） 二分の一

三 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまゝとして支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 二十分の七

四 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまゝとして支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 四分の一

